

6 世界自然遺産の保護施策について

(1) 保護施策について

11月11日、世界自然遺産に登録されている大西洋岸森林地域のイチングス国立公園内のジュレイア・イタチンス自然保護区、ブラジルのマングローブ地帯（海側の植物相）を視察した。



サンパウロから離れた
平屋建ての住宅地域



自然保護区の管理事務所

この自然保護区は森林地帯の全体のうちの一部が保護区に指定されており、サンパウロ州内で98の保護区がある中でも最も重要な保護区の一つである。範囲は、サンパウロ州南部からパラナ州にかけて、バイア州からエスピリト・サント州にかけての1万ha、ブラジルの大西洋岸に面した広大なマタ・アトランチカ（大西洋森林）の中でも、特に原生林のまま保全されている地域である。この森林には、約30mもの高さの樹木や、様々な蘭、アナスコ植物のほか、珍しい動物も120種類生息しているといわれ、動物を研究するための訪問も受け入れているとのことであった。

また、この地域には先住民が住んでいる小規模な街区がある。保護区内では商業活動ができないが、この居住区は保護区からは除外されており観光が産業として営まれていた。自然保護区に指定されると地区に補助金が支出され、また、観光客からの収入も増えるので街は発展してきているとのことであった。

ジュレイア・イタチンス自然保護区はその自然を保護すると同時に、生態系や自然保護の研究を行うことを目的として指定されている。観光客を受け入れる際には、一日当たりの入園人数制限するなど環境破壊にならないよう注意を払っているとのことであった。

この自然保護区には管理事務所があり、外来種を持ち込まないための啓発ポスターが貼り出されていた。しかし、川で隔てられた保護区の船着場で調査団の目に留まったのは、外来種の犬であった。先住民が飼っているものだが、生態系を崩さないようにするために、ペットの飼育についてのルール作りをしているとのことであった。東京の小笠原でも持ち込まれた猫が野生化し生態系に影響を与えるため、東京都獣医師会の協力のもと、確保した野生化ネコの内地搬送や、適正飼養の推進、不妊・去勢手術などを行っている。



管理事務所に貼られていた啓発ポスター

船着場にいた住民の飼い犬

自然保護区の管理運営はサンパウロ州自然環境局州森林基金が行っている。

環境保護区を基金という組織を通じて州政府が管理しているのだが、その目的は生物の多様性を保つこと、その研究を助成し奨励すること、研究結果を啓蒙し環境教育としてサンパウロ州をはじめブラジル全体に発信していくこと、先住民たちの伝統的な文化（都市部とは隔離されていたため固有の文化を持っている）を守り受け継いでいけるようにすることである。



自然保護区へ移動するための船着場



マングローブや川辺の森林

この自然保護区は、海と河川の交じり合うところである上に、島や岩場から平地の森林、背後には高山が控えている、あらゆる生息環境が凝縮されており、様々な生物種の生態を比較観察できる。また、近接して先住民がいることから部分的に保護区から外れるなど、きめ細かな管理をしている状況が伺えた。

さらに、この地区には砂州があり、魚類の産卵場となっているようで、サンパウロ州の中でもっとも漁獲高の多いところであるとのことだが、決められた海域で、決められた資格を取得している者だけが漁業に携われるなどの規制がある。川の岸上では釣りをしている人たちや野生動物の観察のために滞在している研究者も見えたが、猛獣が生息しているので一般人には草の生茂った岸は歩かせないことになっていた。この保護区内には南米最大のサルであるムリクやナマケモノ、オオカミ、ヒョウなどが棲んでいるとのことである。

植物の種類には固有種が多く、ヤシに似た種類やブラジル東南部にのみ植生する樹種など貴重な植物が繁茂していた。



多くの固有種が生茂る森林(樹高 30m)

管理事務所から海岸を挟んだ小高い丘の上に活動センター、先住民の住居があり、その奥には研究のために滞在するためのセミナーハウス、更に奥に活動センターが建てられていた。

先住民たちは独特の文化や特殊な言語を持っているので、こうしたものも遺していきながら自然環境も保持していくことがこの基金の活動であるとの説明を受けた。



研究者用のセミナーハウス



先住民の家屋



活動センター内で地図を前に説明



移動の車内で質疑応答

今回訪問した地域は10万haあり、100万haにも及ぶ大西洋岸森林地帯の保護区のうちの一部であり、この森林地帯の7%だけが保護区に指定されていることになる。都内の森林が9万haなので、いかに大きな森林地帯であるかが分かる。

以下は、調査団としての質問と回答内容を概要で記載することとする。

(調査団) 先住民との共生は非常に重要であると同時に難しい課題であると思うが、環境や生態系を保全しながら、彼らが生活していくためのルールなどどのように作られているのか。

(所長) 管理事務所と先住民との間で協議会が作られている。その場で、狩猟やゴミの処理など生活上のことや自然保護のことについて話し合うことになっている。ただし、現在は協議会が機能していないため、事務所側から先住民のところへ赴き、ルールについての話し合いをしている。

(調査団) 外来種の持ち込みは禁止しているとのことだが、先住民が飼っているペットなどは去勢し交雑を避けるなどの取組はなされているのか。

(所長) その点については法整備が進んできている。場所や生物の種類にもよるが、特に植物については未解決の点もあり、今後、取り組んでいく。

(調査団) セミナーハウスや活動センターが保護区内にあり、先住民も生活をしているが廃棄物や生活排水の処理はどのように行われているのか。

(所長) 廃棄物に関しては、全て基金で回収し保護区外で処理をしている。生活汚水に関しては陸地に穴を掘り、そこに流すことによって大地をろ過させて自然に帰している。



活動センター敷地の入り口にて

(調査団) 職員は何人か。

(所長) スタッフは 35 名、うち正職員は 12 名で、保護区内においては警察権を持っている。そのほか、警察権はないが、民間委託の警備員がいる。さらに、研究に訪れる人に対して 60 名のガイドがいる。

(調査団) 警察権を持った職員がいるとのことで、実際に摘発した際の罪の種類はどのようなものがあるのか。

(所長) 警察権の法的根拠は森林法に定められており、森林警察としての役割を行使している。摘発例としては、森林内での違法建築、違法狩猟が主なものである。逮捕後は司法の場へ回すこととなる。

なお、環境保護区では環境について学ぶことができるが、一切の観光事業は禁止である。また、観光施設は存在しない。しかし、保護区外の公園内ならば、ホテルなどのレジャー施設を作ることが出来る。

(調査団) 東京の小笠原諸島が世界自然遺産に登録されたが、環境と観光の両立をいかにして進めるべきか、希少な固有の生物を保存しつつ、そこでの生活の場を継続させていくかなど同じ課題を持っており、非常に参考になった。

(2) まとめ

- ・自然遺産において外来種から固有種を守るという点は重要だが難しさを持っている。小笠原においては、外来植物の種子等を持ち込まないように、指定された地域に入るには専門のガイドの案内が必要であることや、靴の裏や被服の表面に付いた種子等を取り除いてから入山するなどの措置がとられている。一方で、観光客増加が見込まれるため、環境と観光の共栄共存を図っていくことが必要である。
- ・ブラジルの現地で自然遺産登録前から住んでいた人々の生活を守る方法を検討しつつ、自然保護の施策を進めるために協議会を設置しているが、休眠状態である。そのため、管理事務所職員が個別に住民との相談をしている。生活の場と自然保護の場の両立は難しく、小笠原諸島においても、地元関係機関を構成員とした地域連絡会議などを開催しているが、引き続き、島民の生活の向上と環境保全のバランスが取れた振興の検討が必要である。
- ・保護区内の職員に警察権が付与されるなど、日本と比べると強い権限で環境保全、種の保全に対する取組が実行されている。日本国内でも、種の保存法や自然公園法に基づき、生物種や地域を定めて、希少種の捕獲禁止などの法的規制が行われているが、現地職員の警察権限としては限度がある。面積が狭く、ひとたび外来種が繁殖したら生態系の秩序を取り戻すことが難しい小笠原諸島の外来種対策については、現状の取組が充分であるかを常に検証していくことが必要である。
- ・小笠原の環境を保持するために国内外の自然遺産保護の事例を調査し、それぞれの課題を検証した上で、より小笠原諸島に適した環境保全の方策を目指していくべきである。